

【2018年7月4日発行】

■ 厚労省人事労務マガジン／第94号 ■

目次

【トピックス】

1. セルフ・キャリアドック導入を支援する拠点を開設しました
～企業などの組織活性化の仕組み作りを無料で支援～
2. 「仕事休もっ化計画」始動！会社の夏期休暇に年次有給休暇をプラスして連続休暇を取得しましょう！
3. 「テレワーク推進企業等厚生労働大臣表彰（輝くテレワーク賞）」の募集受付中！～締切：8月24日～
4. 「テレワークセミナー」の参加者募集中！（参加無料）
～7月20日に大阪、7月26日に東京で開催します～
5. 「労働契約等解説セミナー2018」の参加者募集中！（参加無料）
～8月から、全国47都道府県で開催します～
6. 起業などをした事業主の皆さま、職場の就業環境を見直してみませんか？
～専門家によるセミナーや個別訪問・支援を行います（無料）～
7. 従業員の賃金アップと生産性の向上に取り組む事業主の皆さま、「人材確保等支援助成金（人事評価改善等助成コース）」の活用を検討してみませんか？

【厚生労働省からのお知らせ】

- ◆ 「グッドキャリア企業アワード2018」募集受付中です！～締切：7月31日～
- ◆ 7月は「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」の重点取り組み期間です
～屋外作業などを行う際の熱中症対策を強化しましょう～
- ◆ 中小企業の皆さま！人手不足対策のために女性の活躍推進に取り組んでみませんか？～優秀な人材の確保や職場定着につなげましょう～
- ◆ パワハラ対策取組支援セミナーを、全国47都道府県で開催します
- ◆ 広報誌『厚生労働』7月号発売中！
- ◆ 現在の雇用失業情勢

【トピックス1】セルフ・キャリアドック導入を支援する拠点を開設しました
～企業などの組織活性化の仕組み作りを無料で支援～

厚生労働省は、6月20日（水）、企業の「セルフ・キャリアドック」の導入を無料で支援する拠点を、東京と大阪の2か所に開設しました。

「セルフ・キャリアドック」とは、企業がその人材育成ビジョンに基づき、キャリアコンサルティング面談とキャリア研修などを組み合わせて、体系的・定期的に従業員の主体的なキャリア形成を支援する仕組みのことです。この仕組みを活用することで、従業員の仕事に対するモチベーションアップや定着率の向上などが図られ、企業の生産性向上にも寄与することが期待出来ます。

各拠点にいる、企業内の人材育成やキャリア形成に精通した導入キャリアコンサルタントが、セルフ・キャリアドックの導入を検討する企業の状況や、ご要望に応じたアドバイスなどを行います。このような具体的な支援が無料で受けられますので、お気軽にお申し込み・お問合せください。

【拠点の概要】

開設日：平成30年6月20日（水）

設置場所：

[東京拠点] 〒160-0008 東京都新宿区三栄町8 三栄ビル4階（四ツ谷駅徒歩5分）

[大阪拠点] 〒550-0005 大阪市西区西本町1-3-15 大阪建大ビルディング4階（本町駅徒歩4分）

【詳細はこちら】

セルフ・キャリアドック導入支援サイト

<http://selfcareerdock.mhlw.go.jp>

【お問い合わせ先】

電話：東京 03(5361)6405、大阪 06(6543)2271

※受付時間 9:00~17:00（月~金）、年末年始祝祭日のぞく

メール：selfcareerdock@saintmedia.co.jp

【トピックス2】「仕事休もっ化計画」始動！会社の夏期休暇に年次有給休暇をプラスして連続休暇を取得しましょう！

【年次有給休暇をプラスして連続休暇に！】

今年のカレンダーでは、週休2日制の会社で、8月13日（月）～15日（水）が夏季休暇（お盆休み）の場合、5連休となります。8月16日（木）と17日（金）に、年次有給休暇をプラスすると9連休となります。

この夏、海に山に、花火に夏祭りに、休暇を取って人生を充実させませんか。

【年次有給休暇とは】

年次有給休暇は、労働基準法で定められた労働者に与えられた権利です。労働基準法第39条で、労働者は「6か月間継続して雇われていること」、「全労働日の8割以上出勤していること」の2点を満たしていれば、10日間の年次有給休暇が付与され、申し出ることで取得することができます（勤続年数、週所定労働日数等に応じて年次有給休暇の付与日数は異なります。）。

【年次有給休暇の取得率は】

年次有給休暇の取得率は、近年微増傾向にありますが、平成28年で49.4%と5割を下回っています。年次有給休暇の取得が低調な理由は、「みんなに迷惑がかかると感じる」、「後で多忙になる」、「職場の雰囲気取得しづらい」などが全体の約3分の2を占めています。

【「計画的付与制度」を活用しましょう！】

「計画的付与制度」とは、年次有給休暇の付与日数のうち5日を除いた残りの日数について、労使協定を結べば、計画的に年次有給休暇取得日を割り振ることができる制度です。

導入方法は、全労働者に対して同一日に付与する「一斉付与方式」や、班・グループ別に交代で付与する「交代制付与方式」などがあります。「交代制付与方式」は、流通・サービス業など、定休日を増やすことが難しい企業や事業場などに適しているといえます。

【年次有給休暇取得に向けた職場づくりを！】

年次有給休暇を取得することは、心身の疲労回復のために必要です。また、年次有給休暇を取得しやすい環境を整えると、仕事に対する意識やモチベーションを高め、仕事の生産性を向上させ、企業イメージの向上や優秀な人材の確保にもつながります。

年次有給休暇の取得が進んでいる企業などでは、労働者の業務の進行状況を、所属長（課長など）だけでなく、同僚なども把握して、仕事を個人ではなくチームで行うことで、労働者が休みやすい職場環境を整えています。

また、「計画的付与制度」を導入している企業では、導入していない企業よりも年次有給休暇の平均取得率が8.5ポイントも高いという調査結果も出ています（平成29年就労条件総合調査）。この制度を導入することで、年次有給休暇が取りやすくなり、その結果、大型連休にすることも可能となります。

このように、年次有給休暇を取得することは、企業と労働者双方にメリットがあるため、労働者が年次有給休暇の取得にためらいを感じないように、業務のやり方を工夫したり、「計画的付与制度」を導入するなど、年次有給休暇を取得しやすい職場環境づくりに取り組みましょう。

【詳細はこちら】

「仕事休もっ化計画」

暑い夏、海に山に、花火に夏祭りに、休暇を取って人生の充実を

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/jikan/sokushin/index.html

【お問い合わせ先】

都道府県労働局雇用環境・均等部（室）または労働基準監督署

<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>

【トピックス3】「テレワーク推進企業等厚生労働大臣表彰（輝くテレワーク賞）」 募集受付中！～締切：8月24日～

厚生労働省では、平成27年度から、「テレワーク推進企業等厚生労働大臣表彰制度（輝くテレワーク賞）」を毎年実施しています。表彰式では、テレワークを活用して、労働者のワーク・ライフ・バランスの実現に顕著な成果を上げた企業や、団体・個人の方を表彰しています。

応募締切は8月24日（金）です。皆さまからのご応募をお待ちしています。

【表彰の対象と種類】

(1) 厚生労働大臣賞「優秀賞」

テレワークの活用によって、ワーク・ライフ・バランスの実現を図っている企業のうち、特にその取組が優秀と認められる企業・団体を表彰

(2) 厚生労働大臣賞「特別奨励賞」

テレワークの導入に当たって、さまざまな工夫を凝らすなど、他の企業の模範となる取組を行う企業・団体を表彰

(3) 厚生労働大臣賞「個人賞」

- ① 他の模範となる「テレワークを積極的に活用した働き方」によって、ワーク・ライフ・バランスを実現している労働者を表彰
- ② 雇用型のテレワークの普及・推進に貢献した個人を表彰

【表彰スケジュール】

8月24日（金）応募締切

9月～10月 審査

10月末頃 審査結果発表

11月29日（木）表彰式

【応募方法に関する詳細はこちら】

厚生労働大臣表彰 輝くテレワーク賞

<https://kagayakutelework.jp/award/>

※今回新たに、テレワーク国民運動プロジェクト「テレワーク・デイズ」（7月23日～27日）への参加に関する項目を、応募フォーム内「基本的な事項」の中に、設けました。このプロジェクトに参加登録をして、ご参加いただいた場合、加点対象となります。

「テレワーク・デイズ」への参加登録は、下記特設サイトで受け付けています。

<「テレワーク・デイズ」特設サイト>

<https://teleworkdays.jp/>

【トピックス4】「テレワークセミナー」の参加者募集中！（参加無料）

～7月20日に大阪、7月26日に東京で開催します～

テレワークは、パソコンやインターネットといった情報通信技術（ICT）を活用して、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方です。

テレワークの活用によって、さまざまな生活スタイルに応じた働き方が可能となり、企業の生産性の向上にもつながります。しかし、テレワークには、労務管理やセキュリティの確保が難しいといった課題もあります。このため、厚生労働省では、労務管理上の留意点、テレワーク導入事例の紹介、導入企業の体験談など、テレワークに必要な情報に関するセミナーを、7月20日に大阪、7月26日に東京で開催します。【事前申込制・参加無料】

セミナー終了後には、個別ブースを設けて、労務管理面や情報通信技術面で企業が抱える個別具体的な課題などについて、セミナー講師が直接アドバイスする「個別相談会」を実施します。

テレワークの導入を検討している、または導入後に課題を抱えている事業経営者、人事・労務管理などのご担当さまは、ぜひご参加ください。

■セミナー内容

- ・テレワーク導入事例の紹介
- ・テレワーク導入企業の体験談紹介
- ・テレワーク実施時の労務管理上の留意点 など

■開催予定

<大阪会場>

日時：7月20日（金）13:00～15:30 ※開場 12:30

会場：エル・おおさか（大阪府立労働センター） 大会議室6階

（大阪府大阪市中央区北浜東3-14）

定員：140人

<東京会場>

日時：7月26日（木）13:00～15:30 ※開場 12:30

会場：東京テレワーク推進センターセミナールーム

（東京都文京区後楽2-3-28 K.I.S 飯田橋ビル6階）

定員：50人

【申込方法など詳細はこちら】

厚生労働大臣表彰 輝くテレワーク賞（テレワークセミナーのご案内）

<https://kagayakutelework.jp/seminar/>

【トピックス5】「労働契約等解説セミナー2018」の参加者募集中！（参加無料）
～8月から、全国47都道府県で開催します～

厚生労働省は、労働者や事業主、人事労務担当者などを対象に、「安心して働く」ための労使をつなぐルールである「労働契約」に関するセミナー参加者を募集しています。【事前申込制・参加無料】

このセミナーでは、「労働契約法をはじめとした労働関係法令上の基礎」、「無期転換ルール」、「副業・兼業の促進に関するガイドライン」に関する基本的な事項を分かりやすく解説します。セミナー終了後には、労働時間や労働契約、無期転換ルールに関する個別相談会を開催します。

なお、このセミナーは、どなたでも無料でご参加いただけるので、ご関心をお持ちの方は、ぜひご参加ください。

■開催地域・回数、定員

開催地域：全国47都道府県

開催回数：141回開催（予定）

定員：各回先着100人～250人程度

【お申込みなど詳細はこちら】

東京リーガルマインド

<http://partner.lec-jp.com/ti/working-time/>

【お問い合わせ先】

厚生労働省委託事業「労働契約等解説セミナー」事務局

株式会社 東京リーガルマインド（委託先）

電話：03(5913)6085 ※受付時間 9:00～18:00（月～金）

【トピックス6】起業などをした事業主の皆さま、職場の就業環境を見直してみませんか？

～専門家によるセミナーや個別訪問・支援を行います（無料）～

厚生労働省では、5年以内に起業、分社、異業種への進出、初めて人を雇用するなどした事業主を対象に、労務管理や安全衛生管理などのノウハウをお伝えするセミナーや個別訪問・支援などを行います。【事前申込制・無料】

【セミナー概要】

労務管理や安全衛生管理などの基本的な知識について、専門家が分かりやすく解説します。また、「やさしく分かりやすく」を基本に編集・制作したテキストなども無料で提供します。

【対象】

起業・分社・異業種へ進出・初めて雇用をしてから原則5年以内の事業主。

【開催予定日程・会場（東日本）】

北海道 7月30日（月）札幌エルプラザ 4階 中研修室（札幌市北区）
北海道 8月3日（金）札幌エルプラザ 4階 中研修室（札幌市北区）
北海道 9月19日（水）札幌エルプラザ 4階 中研修室（札幌市北区）
新潟県 7月24日（火）新潟テルサ（新潟市中央区鐘木）

【開催予定日程・会場（西日本）】

大阪府 7月24日（火）大阪府立中央図書館ホール（東大阪市荒本北）
兵庫県 7月31日（火）姫路労働会館（姫路市北条）
広島県 7月20日（金）福山市ものづくり交流館（福山市西町）
高知県 6月26日（火）高知市立中央公民館（高知市九反田）
佐賀県 6月27日（水）佐賀県労働会館（佐賀市神野東）
熊本県 7月27日（金）熊本商工会議所（熊本市中央区）
宮崎県 6月28日（木）宮日会館（宮崎市高千穂通）

東日本・西日本とも、上記以外の日程・会場での開催も予定しています。

最新の日程・会場は、それぞれの委託先ホームページに掲載していますので、ご確認ください。

【個別訪問・支援】

専門家が個別に事業場を訪問し、事業主の皆さまの相談を伺いながら、それぞれの事情に応じた適正な就業環境整備のお手伝いを無料で行います。申し込みは随時

受け付けています。ご希望の方は、ぜひお申し込みください。

【申込方法など詳細はこちら】

■東日本（委託先：公益社団法人全国労働基準関係団体連合会）

<https://www.zenkiren.com/jutaku/shinki.html>

住所：東京都千代田区内神田 1-12-2 三秀舎ビル 6 F

電話：03(5283)1030

■西日本（委託先：ランゲート株式会社）

<http://www.langate.co.jp/shinki-kigyou/>

住所：京都市中京区泉正寺町 328 西川ビル 4 F

電話：075(741)7862

【トピックス7】 従業員の賃金アップと生産性の向上に取り組む事業主の皆さま、「人材確保等支援助成金（人事評価改善等助成コース）」の活用を検討してみませんか？

今年の4月1日、「人事評価改善等助成金」は、「人材確保等支援助成金（人事評価改善等助成コース）」に統合しました。

この助成金は、生産性向上のための人事評価制度と賃金制度を同時に整備することを通じて、生産性の向上や賃金アップ、離職率の低下を図る事業主に対して助成する制度です。人材不足の解消を目指す事業主の皆さま、助成金の活用についてご検討ください。

【助成額】

■制度整備助成 50万円

- ・人事評価制度等整備計画（制度の整備と賃金アップなど）の作成・提出
→認定
- ・人事評価制度等の整備・実施（認定を受けた計画に沿った、新たな人事評価制度等に基づいて賃金アップの実施）

■目標達成助成 80万円

- ・賃金の増加、離職率の低下、生産性の向上 ほか

※上記のほかにもいくつかの要件があります。詳しくは、お近くの都道府県労働局やハローワークにお問い合わせください。

【要件などの詳細はこちら】

厚生労働省ホームページ「人材確保等支援助成金（人事評価改善等助成コース）」
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000199313.html>

【お問い合わせ先】

都道府県労働局職業安定部雇用対策課
<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/madoguchi.html>

※申請する事業所を管轄する労働局にご連絡ください

【厚生労働省からのお知らせ】

▽▼ 「グッドキャリア企業アワード 2018」 募集受付中です！
～締切：7月31日～ ▲△

厚生労働省は、従業員の自律的なキャリア形成支援に取り組む企業を募集し、他の模範となる取組を行っている企業を表彰する「グッドキャリア企業アワード」を実施します。募集締切は7月31日（火）です。

表彰は、「大賞」と「イノベーション賞」の2種類あります。受賞企業は、11月に行う表彰式で表彰されるほか、厚生労働省ホームページや「グッドキャリア企業応援サイト」、事例集、「日経ビジネスオンライン」などで、企業名や取組事例について紹介します。また、グッドキャリア企業アワードのシンボルマークは、企業PRなどに活用することができます。

【募集対象】

従業員の自律的なキャリア形成（職業生活設計・働き方の実現）を支援するための取組を行っている企業や法人

【募集締切】

平成 30 年 7 月 31 日（火）必着

【応募方法など詳細はこちら】

グッドキャリア企業応援サイト

<http://career-award.mhlw.go.jp>

▽▼ 7月は「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」の重点取り組み期間です ～屋外作業などを行う際の熱中症対策を強化しましょう～ ▲△

職場での熱中症による死傷者数は、毎年 500 人前後と高止まりの状態が続いています。

厚生労働省では、現在、労働災害防止団体などと連携して職場での熱中症予防対策の徹底を図る「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を実施しています。

暑さが厳しくなる7月は重点取り組み期間です。この期間に、特に屋外で作業する場合は、以下の対策に取り組んでください。

1 作業環境管理

- ・通風設備やミストシャワーの設置などによる WBGT 値*（暑さ指数）の低減効果を確認し、必要に応じて追加対策を行いましょう。

2 作業管理

- ・期間中に梅雨明けを迎える地域が多く、急激な WBGT 値の上昇が想定されます。その場合、労働者は、熱への順化が出来ていないため、WBGT 値に応じた作業の中断などを徹底しましょう。
- ・水分と塩分の積極的な摂取や熱中症予防管理者による摂取の確認を、徹底して図りましょう。

3 健康管理

- ・当日の朝食の未摂取、睡眠不足、体調不良、前日の多量の飲酒などについて、作業開始前に確認を行い、巡視の頻度を増やしましょう。

4 労働衛生教育

- ・7月は熱中症のリスクが高まっていることを含め、熱中症の予防や緊急時の対応について重点的な教育を行いましょう。

5 異常時の措置

・労働者の体調に異常が認められたときは、ためらわず救急隊を要請しましょう。

*** WBGT 値とは**

気温に加え、湿度、風速、輻射（放射）熱を考慮した暑熱環境によるストレス評価を行う暑さの指数。熱中症の危険性を評価するために有効とされています。

【詳細はこちら】

STOP！熱中症 クールワークキャンペーン

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000116133.html>

▽▼ 中小企業の皆さま！人手不足対策のために女性の活躍推進に取り組んでみませんか？～優秀な人材の確保や職場定着につなげましょう～ ▲△

厚生労働省では、中小企業の女性の活躍を推進する取組を支援しています。中小企業の事業主、人事労務担当者の皆さま、人材確保や業績向上のために、女性社員の活躍を後押ししてみませんか。

【説明会・シンポジウムの開催】

従業員数 300 人以下の中小企業の事業主、人事労務担当者向けに、女性活躍推進法の概要、企業の課題分析や行動計画策定、「えるぼし」認定取得などのポイントなどについて分かりやすく説明します。

説明会、シンポジウムは、全国 47 都道府県で開催しています。今後の実施日程については、「中小企業のための女性活躍サポートサイト」をご確認ください。

【事前申込制・参加無料】

【7～8月開催の説明会・シンポジウム日程・会場】

新潟県 8月8日（水） 新潟ユニゾンプラザ（新潟市中央区）

埼玉県 7月26日（木） 大宮ソニックシティ（さいたま市大宮区）

東京都 7月19日（木） 女性就業支援センター（東京都港区）

神奈川県 8月9日（木） ビジョンセンター横浜（横浜市西区）

愛知県 8月28日（火） 愛知県産業労働センター ※ウインクあいち
（名古屋市中村区）

※各会場とも 14:00～16:00 の開催

【メール相談、企業個別訪問支援】

女性活躍推進分野での企業支援の専門家である「女性活躍推進アドバイザー」が、御社の女性活躍の状況（採用・就業継続・管理職割合など）の把握や、課題分析、達成すべき目標の設定などについて、メールや訪問などにより、個別にきめ細かにアドバイスします。【無料】

女性の活躍に向けた取組が進んでいない、取り組み方が分からない、「えるぼし」認定取得を考えているなどの中小企業の事業主、人事労務担当者の皆さま、ぜひご相談ください。

■メール相談

<https://www.josei-suishin.mhlw.go.jp/contact/mail.html>

■企業個別訪問支援

<https://www.josei-suishin.mhlw.go.jp/contact/regular.html>

【詳細はこちら】

中小企業のための女性活躍推進サポートサイト

<http://www.josei-suishin.mhlw.go.jp/index.html>

【お問い合わせ先】

一般財団法人女性労働協会（委託先）

女性活躍推進センター 東京事務局

電話：03(3456)4412 ※受付時間 9:00～17:30（月～金）

Email：suishin@jaaww.or.jp

▽▼ パワハラ対策取組支援セミナーを開催します ▲△

厚生労働省では、今年度も企業などがパワーハラスメント（以下、パワハラ）予防・解決の取組を進める上で役立つ「パワハラ対策取組支援セミナー」を、全国47都道府県で開催します。

このセミナーでは、パワハラ対策の必要性は分かるが、どう取り組めばいいのか

分からないといった事業主や企業のご担当者さまのために、厚生労働省が作成した『パワーハラスメント対策導入マニュアル』を活用して、具体的なノウハウをお伝えします。【事前申込制・参加無料】

【セミナー内容】

■講演

『パワーハラスメント対策導入マニュアル』の活用方法、実際に対策に取り組んでいる企業の事例紹介に加え、パワハラ関係の裁判例なども解説します。

■グループワーク

パワハラ対策の体制構築のためのワークシートに基づいて作業を行った上で、グループ討議を実施し、パワハラ対策の具体的な取組方法を理解していただきます。

【今後の開催予定】

青森 7月30日（月）青森県観光物産館アスパム（青森市安方）
秋田 8月29日（水）秋田県 JA ビル（秋田市八橋）
岩手 8月30日（木）いわて県民情報交流センター（盛岡市盛岡駅）
富山 8月9日（木）富山県総合福祉会館サンシップとやま（富山市 安住町）
栃木 7月11日（水）栃木県総合文化センター（宇都宮市本町）
長野 8月8日（水）長野市生涯学習センター（長野市鶴賀問御所町）
京都 8月31日（金）京都テルサ（京都市南区）
香川 8月23日（木）高松商工会議所（高松市番町）
愛媛 8月22日（水）愛媛県男女共同参画センター（松山市山越町）
山口 7月17日（火）山口県国際総合センター・海峡メッセ下関（下関市豊前田町）

【申込方法や開催日程など詳細はこちら】

<https://pawahara-seminar.jiwe.or.jp/events/>

▽▼ 広報誌『厚生労働』7月号発売中！ ▲△

毎月1日発行の広報誌『厚生労働』は、厚生労働省の施策などを分かりやすく解説・紹介しています。7月号では「治療と仕事の両立」の特集を掲載しています。

■特集

『3人に1人が病気を持ちながら働いています「治療と仕事の両立」を実現しよう』

現在、日本の労働人口の約3人に1人が、何らかの疾患を抱えながら働いています。病気を抱えた方も、誰もが生きがいを持って、その能力を最大限に発揮できる社会を実現するため、治療と仕事の両立をする上での国のさまざまな支援策や、企業・医療機関・支援機関ができることなどを紹介しています。

このほか、「未来を拓く働き方」では、独自のファミリー転勤制度やジョブリターン制度を導入した大同生命保険株式会社の先進的な取組を紹介しています。

また、「イクメン企業アワード・イクボスアワード」や「テレワーク・デイズ」の募集、各種統計調査のお知らせなど、人事労務をご担当されている方にご覧いただきたい情報も掲載しています。

【詳細はこちら】

http://www.mhlw.go.jp/houdou_kouhou/kouhou_shuppan/magazine/about.html

▽▼ 現在の雇用失業情勢 ▲△

6月29日に公表された5月の完全失業率は、2.2%と前月に比べ0.3ポイントの低下、有効求人倍率は、1.60倍と前月に比べ0.01ポイント上昇となりました。

現在の雇用情勢は、着実に改善が進む中、求人が求職を大幅に上回って推移している状況にあります。

【労働力調査（総務省）】

<http://www.stat.go.jp/data/roudou/sokuhou/tsuki/pdf/201805.pdf>
(PDF : 374KB)

【一般職業紹介状況】

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000212893.html>

★配信停止の手続き https://mhlw.lisaplusk.jp/stop_form.php

★バックナンバー <https://merumaga.mhlw.go.jp/backnumber/index.html>

★登録に関するお問い合わせ <https://mhlw.lisaplusk.jp/contact.php>

★メルマガの内容に関するお問い合わせ（厚労省ホームページ「国民の皆様の声」
へリンク） <https://www-secure.mhlw.go.jp/getmail/getmail.html>

★編集：厚生労働省

- 当メールマガジンは外部の電子メール配信サービスを利用して行っています。
- 登録していないにも関わらず本メールが配信された場合は、他の人が間違えて登録した可能性がありますので、配信停止の手続きをお願いします。
- 当メールマガジンの送信元アドレスは送信専用となっています。
- 携帯メールなどには対応しておりません。
- 可能であれば等幅フォントにてご覧ください。
- 当メールマガジンの内容の全部または一部については、私的使用または引用など著作権法上認められた行為として、出所を明示することにより、引用、転載、複製を行うことができます。

=====